

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を告示する件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

平成三十年九月九日執行の相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十年八月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

制限額 六、九二〇、九〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た

数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成三十年八月三十日現在において、次のとおりである。

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

平成三十年八月三十一日

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、三七二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇、三二五
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一八、六七八
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一九、三四一
郡山市	伊達市伊達郡	二七、七九二
いわき市	本宮市安達郡	一〇、八七六
白河市西白河郡	南会津郡	七、七八四
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、四七四
喜多方市耶麻郡	大沼郡	七、五五八

二 本 松 市	相 馬 市 相 馬 郡 新 地 町	
一 五、 六 八 七	一 二、 一 三 二	
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡
一 八、 二 七 四	一 一、 四 七 七	九、 一 八 三